

## 子どもを虐待から守る条例の検証の結果について

### I はじめに

議員提出条例に係る検証検討会は、第 31 回（平成 22 年 3 月）から第 38 回（同年 11 月）までの 8 回にわたり、子どもを虐待から守る条例（平成 16 年三重県条例第 39 号）の検証を行いました。この検証においては、その途中の同年 4 月、本県鈴鹿市で重篤な児童虐待事件が発生したことなどによる県民の関心の高さも背景に、①当該条例第 28 条の規定に基づく年次報告をもとに、本県における現状等についての執行部説明聴取、②児童虐待を巡る現状や、その防止及び予防のための取組などについて専門家の意見を聞くための参考人招致、③児童虐待に関する相談に一次的に対応している市町の児童虐待担当者の意見を聞くための参考人招致、④この条例に関して、県で児童虐待に対応する現場の意見を聞くための執行部意見聴取等丁寧な調査及び研究を行い、その後に、委員協議も含めて討議を重ねました。

この結果、子どもに対する虐待は、その発生する背景も踏まえ、県や市町の担当部署による防止のための取組を充実させるだけでなく、県や市町のあらゆる機関の連携と、民間の団体や県民の主体的な協力とが必要であると認識するようになり、「子どもを虐待から守るための決議案」を議員発議することとしました。三重県議会として意思表明することにより、児童虐待問題への対応の重要性や緊急性などを、県執行部のみならず、県民の方々や NPO など民間の団体、市町などに訴えようとしたものです。なお、この決議案は、平成 22 年 10 月 18 日、本会議において全会一致で可決されました。早速、この決議を受けて知事をはじめとする執行部におかれても、児童虐待防止のため、積極的な取り組みを行っていただいているところです。

さらに、この討議の過程において当該条例の運用の在り方について、さらなる改善に向けた意見も表明され、次の「II 当該条例の運用のさらなる改善に向けて」とおり取りまとめました。

については、当該条例の運用について所管され、さらに、本年度の重点調査項目として「児童虐待について」を挙げられている健康福祉病院常任委員会において、この当検討会の意見を審議の参考としていただきたく、報告申し上げます。

## Ⅱ 当該条例の運用のさらなる改善に向けて

### 1. 未然防止について

- (1) 「乳幼児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況や課題などを把握し、市町への支援に取り組むこと（条例第 11 条関係）。
- (2) 未然防止における NPO 等との協働について調査又は研究し、県や市町、NPO 等の間の協働の取組を推進又は促進すること（条例第 11 条関係）。
- (3) 子育て相談や子育て支援事業を拡充し、地域の子育て支援のための拠点作りを推進すること。

### 2. 保護及び支援について

- (1) 県と市町とが協働で、被虐待児の将来につながるケアプランを個別に作成し、実行及び管理していくシステムを作ること。このケアプランには、虐待を行った保護者への指導及び支援並びに家族再生プログラムを含む（条例第 7 条及び第 16 条関係）。
- (2) 児童養護施設や児童自立支援施設などに入所している被虐待児の権利の擁護を推進し、そのケアや成長の支援のための環境整備の充実に取り組むこと（平成 20 年児童福祉法等の一部改正関係）。
- (3) 児童養護施設や児童自立支援施設などの施設の整備を図ること（平成 20 年児童福祉法等の一部改正関係）。

3. 子どもを虐待から守るため、県の各関係機関等\*と情報を共有化し、連携を強化すること（条例第 18 条関係）。

4. 「子どもを虐待から守る家」の周知又は協力者への情報提供及び研修機会の拡充に取り組むこと（条例第 21 条関係）。

### 5. 人材の確保及び養成について（条例第 25 条関係）

- (1) 専門職員を確保し、人材養成の在り方について検討すること。
- (2) 市町や学校、警察など、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある機関の職員の研修を充実すること。

6. 子どもを虐待から守るための調査及び研究を推進し、子ども虐待防止対策の充実を図ること（条例第 26 条関係）

- \* ここで関係機関等とは、関係機関、関係団体及び関係者を指す。
  - なお、関係機関とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）における関係機関及び当該条例第 4 条における関係機関と同様、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、保健所、市町保健センター、主任児童委員、児童委員、里親、保護受託者、学校、幼稚園、教育委員会、警察、人権擁護機関、精神保健福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などを指し、関係団体とは、子どもを虐待から守ることに関連して活動を行う特定非営利活動法人、民法法人などを指し、関係者とは、子どもを虐待から守る家の協力者などを指す。

### III おわりに

上記「II 当該条例の運用のさらなる改善に向けて」につきましては、1 の(1)や 1 の(3)などは市町が担う役割であり、県にはその支援が望まれるもので。また、2 の(2)や 2 の(3)などの実施のためには予算の措置が必須であり、われわれ議員が、予算決算常任委員会や本会議において、予算の充実に向けて強く訴えていく必要があると認識するところです。さらに、3 や 4、5、6 などは、条例や決議の趣旨を生かして、さらなる施策や事業の充実に向けて取り組まれるのが望ましいと考えるもので。

もっとも、平成 22 年 10 月 18 日の決議案の可決の後、子ども虐待防止キャラバン隊による県内巡回や啓発、児童虐待防止講演会の実施、市町児童相談担当課長研修会の開催など、執行部においても、現在、危機感を持って取り組んでいただいている段階であるとみられ、さらに、今後、平成 23 年度当初予算やそれに基づく取組も明らかになっていくものとみられます。

申し上げるまでもなく、当検討会は、健康福祉病院常任委員会における審議にいささかも介入するものではありませんが、同常任委員会が、当検討会の討議の結果を参考にしつつ執行部における取組について適宜報告を受けられ、必要に応じて執行部に対する申入れを行うことも視野に入れながら、子どもを虐待から守るために十分な審議を尽くされるようお願い申し上げます。

議員提出条例に係る検証検討会

座 長 西塙 宗郎